

九州大学学資金返還免除候補者学内選考委員会規程

平成24年度九大規程第60号
制 定：平成25年 2月19日
最終改正：平成30年 9月28日
(平成30年度九大規程第39号)

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条第2項及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第23号）第35条に定める学内選考委員会（以下「委員会」という。）の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、九州大学大学院において独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号）第14条に規定する第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として独立行政法人日本学生支援機構に推薦すべきものの選考に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 総長が指名する理事
- (3) 九州大学学生支援委員会規程（平成26年度九大規程第157号）第3条第1項第4号により選出された学生支援委員会の委員
- (4) 学務部長

2 前項に掲げる委員のほか、総長が指名する者を委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学務部キャリア・奨学支援課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成25年2月19日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第147号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第155号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第169号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第18号）

この規程は、平成30年7月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第39号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。